



【生活福祉資金】教育支援資金 貸付のご案内

生活福祉資金とは貸付制度であり、経済的自立及び社会参加を推進する目的で運営しています。教育支援資金は、生活福祉資金の中の1つであり、学校教育法に規定する高等学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校等に就学するのに必要な費用を下記の条件によりお貸しする制度です。

島根県内にお住まいの低所得の世帯で、以下の①～④の必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯が対象となります。

- ① 他の公的資金（母子父子寡婦福祉資金、島根県育英会、日本学生支援機構（給付型奨学金・第一種奨学金）、介護福祉士等修学資金、保育士修学資金）の貸付が不採用・対象外の方
- ② 現在他の資金の貸付の申込みをしており、学費等納入期日までに決定が間に合わない方
- ③ 他の資金の貸付が決定しているが、なお資金が必要な方
- ④ 他の資金の貸付が決定しているが、その資金が貸与される前に必要となる資金の確保が困難である方

※ 世帯の所得制限(収入基準)がありますので、詳しくはお住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

※他の公的資金が利用可能である世帯は、それらを優先してご利用いただく必要があります。なお、申込みをしていない方は、他の資金の申込みをしていただくことが条件となります。

貸付金額 学費、諸経費等必要経費の根拠書類を確認し、必要な額のみお貸しします

〈 教育支援費 〉

学校種別の月額限度内で、申請時から在学期間中の月数を掛け合わせた金額をお貸しします。入学前の予約申請、在学中途の申請（貸付）も可能です。

限度額	(1) 高等学校（専修学校高等課程を含む）	月額35,000円以内
	(2) 高等専門学校	月額60,000円以内
	(3) 短期大学（専修学校専門課程を含む）	月額60,000円以内
	(4) 大学	月額65,000円以内

※特に必要と認められる場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能

〈 就学支度費 〉

限度額内で入学の際にかかる諸費用に対してお貸しします。教育支援費と併せて借りることができます。

限度額 : 500,000円以内

貸付金利子 無利子

※返済期限を過ぎても元金の返済が済んでいない場合は、その残元金に対して、年5%の延滞利子が加算されます。

返済方法・返済期間

- ◆ 据置期間 卒業後6ヶ月以内
- ◆ 返済期間 20年以内
- ◆ 返済方法 月賦・半年賦・年賦償還のいずれかで口座引落又は払込票

借入申込者・連帯借入申込者・連帯保証人

次の（１）または（２）のいずれかによってお申込みください。

（１）進学される方が借入申込者、世帯の生計中心者が連帯借入申込者

（※ただし、連帯保証人は、世帯の状況により必要な場合もあります）

借入申込者	連帯借入申込者	連帯保証人
 進学される方	 生計中心者	必要ありません （※同上）

（２）世帯の生計中心者が借入申込者、進学される方が連帯借入申込者

（※ただし、連帯保証人は、世帯の状況により必要な場合もあります）

借入申込者	連帯借入申込者	連帯保証人
 生計中心者	 進学される方	必要ありません （※同上）

よくある質問

Q：申請の窓口はどこですか

A：お住まいの市町村社会福祉協議会が窓口です。事前に相談予約の電話をお願いします。

Q：公立と私立を併願受験する場合、どのように申請すれば良いですか

A：申請金額が高い学校の金額で申請となります。受験後、別の学校に進学となった場合、 unnecessary 費用は辞退していただきます。

Q：部活動に関する経費の申請はできますか

A：スポーツ等特待生のみ対象としています。



Q：申請から審査結果が出るまではどれくらいかかりますか

A：約 1 ヶ月～2 ヶ月かかりますので、早めに相談をお願いいたします。学校へ合格していない場合でも申請は可能で、貸付内定を受けることができます。

お問い合わせ・ご相談

民生委員・お住まいの市町村社会福祉協議会 または 島根県社会福祉協議会へ

まずはお住まいの市町村社協で相談いただき、対象世帯が確認させていただきます。申請の対象となった場合、所定の申込用紙に関係書類を添え、民生委員、市町村社会福祉協議会を經由し、島根県社会福祉協議会へ申し込むこととなります。

ご相談・申込は随時受け付けています。
生活福祉資金の件とお電話ください。

TEL 0852-32-5996

URL <http://www.fukushi-shimane.or.jp/>

